

広島バス株式会社の
国民保護に関する業務計画

平成19年 4月
広島バス株式会社

目 次

1 . 計画目的	P 2
2 . 基本方針	P 2
3 . 輸送に関する対策	P 3
4 . 輸送の実施	P 4
5 . 各営業所（車庫）対応体制確立	P 5
6 . 輸送の維持と情報の提供	P 5
7 . 特殊標章等の交付等	P 5
8 . 緊急対処事態への対応	P 5
9 . 計画の適切な見直し	P 5
補 施行年月日	P 5

1. 計画目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という）第 36 条第 1 項及び第 182 条第 2 項の規定に基づき、広島バス株式会社の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における緊急対策保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

2. 基本方針

武力攻撃事態等において国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）、広島県の国民の保護に関する計画及びこの計画に基づき国民の協力を得つつ他の機関との連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期することを目的とする。

国民保護措置の実施に当たっては国民保護措置その他の法令、「国民の保護に関する基本指針、広島県の国民の保護に関する計画及びこの計画に基づき、自ら業務に係る国民保護措置を実施するものとし、次の点に留意し業務遂行を実施する。

(1) 関係機関との連携

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

(2) 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

(3) 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、地方公共団体の協力を得つつ、当社社員のほか当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全確保に配慮するものとする。

4. 輸送の実施

- (1) 広島バス本部は、県からの情報に基づき、社内において国民保護措置等に関する情報集約、連絡を社内で共有し輸送に対する必要な総括業務を実施する。
- (2) 指揮指示について
広島バス本部は、地方公共団体からの輸送指示をされた場合は、各営業所（車庫）に輸送態勢指示を発令する。
- (3) 広島バス本部は、緊急輸送対応実施に対応出来る体制が設置された時、県に連絡を行うものとする。
- (4) 広島県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するように努める。

5. 各営業所（車庫）対応体制確立

- (1) 各営業所（車庫）は、広島バス本部が設置された場合には、必要に応じ広島バス本部指示の基、当該営業所長を長として対応体制を確立。
- (2) 各営業所（車庫）は、対応体制が確立したときはその旨を広島バス本部に連絡する。

6. 輸送の維持と情報提供

地方公共団体の長より、避難住民の輸送の求めがあった場合には、資機材の故障等により当該輸送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの輸送を的確かつ迅速に実施するものとする。

輸送の実施に当たっては、当該輸送の求め等を行った者より提供される安全に関する情報に基づき、当該輸送に従事する者に危険が及ぶことがないよう安全を第一とする。また運行環境等は現場責任者が広島バス本部指示等を判断して安全確保のための必要な措置を講ずるものとする。

他の指定公共輸送事業者等と連携し、道路状況等障害について連絡を行い、輸送者の安全、輸送の確保に努めるものとする。

運行状況等の情報提供を会社ホームページ等を活用し、旅客等に対して適時かつ適切に輸送状況等の提供に努める。

管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、必要に応じ県に報告する。

7. 特殊標章等の交付等

国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第 158 条第 1 項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、県知事から許可を得て適切に使用するものとする。

8. 緊急処理事態への対応

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については国民保護措置の定めに準じて行う。

9. 計画の適切な見直し

適時この計画内容につき検討、必要が生じたと認めるときは自主的にこれを変更するものとし、変更を行った場合は県知事に報告、関係市町へ通知するとともにホームページ等において公表する。なお、軽微な変更である場合は、県知事への報告は行わない。

この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

補 この国民保護法及び国民保護措置についての広島バス株式会社の計画及び実施方法については平成 19 年 4 月 1 日より施行とする。